

帯広市まちづくり基本条例適合状況等の検討について

1 趣旨

- 帯広市まちづくり基本条例（以下「基本条例」という。）は、豊かな地域社会の実現に向け市民と市がそれぞれの役割と責任を担い、互いに力を合わせてすすめる協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定めたものです。
- 基本条例では、条例の施行から5年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化などを勘案し、各条項等の適合状況等の検討を行うことを規定しており、これまでの2回の検討においては、いずれも条文を見直す必要はないという結論に至っています。
- 今年度は、前回の検討（平成28年度）から5年目を迎えることから、3回目となる適合状況等の検討を行うものです。

2 検討の方法

- 前回の検討では、市民検討委員会から、今後必要な取り組みについて提言をいただき、これを踏まえた市の取り組みの考え方をとりまとめ、毎年度、取り組み状況を公表してきました。
- 今回の検討は、市においてこれまでの取り組みの状況と課題の整理をした上で、時代の変化や社会情勢などに対する各条項の適合性、妥当性の検討を行い、その結果についてパブリックコメントを行った上で、市としての検討結果をまとめることとします。

3 今後のスケジュール

	平成29年度～ 令和2年度	令和3年度		
		4月	8月	11月
市民			パブリックコメント の実施 ↓ パブリックコメント	
市 〈推進委員会等〉	毎年度の取り組み 状況と課題を確認	前回の検討以降の 取り組み状況や課題を 整理し、各条項等の 適合状況等を検討	適合状況等に ついて(原案)	適合状況等に ついて(案)
市議会 〈総務委員会〉			総務委員会 ↓ 総務委員会報告(原案)	総務委員会 ↓ 総務委員会報告(案) (パブリックコメント結果)